

国立大学法人群馬大学基金規程

平成28. 9. 21 制定

改正 令和 2. 11. 24 令和 3. 2. 3

令和 4. 10. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学基金（以下「基金」という。）の設置並びに管理及び運営について、必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に基金を置く。

2 基金は、個人、団体、企業等が基金を指定した寄附金及びその果実をもって充てる。

(目 的)

第3条 基金は、本学における学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実等並びにこれらを推進するための財政基盤の強化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 学生の修学支援に資する事業

経済的理由により修学が困難な学生に対する授業料・入学料の減免及び奨学金の給付並びに学生の海外留学に係る費用の一部補助等

(2) 大学運営全般に係る事業

教育研究の支援、国際交流の推進、社会貢献活動の充実及び教育研究環境の整備充実並びにその他基金の目的達成に必要なこと

(3) 学生等への研究等支援に資する事業

学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する公募により選定されて参加する研究活動の費用補助及び研究活動の成果を発表するために必要なものの補助並びに大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究者としての能力及び資質の向上を目的とした交流の促進等

(4) 創基150周年記念事業

(5) 特定基金事業

重粒子線治療の普及・発展に資する事業、附属病院の診療等環境の整備に資する事業

2 前項に掲げる各事業は、基金への受入状況を踏まえ実施する。

(運 営)

第5条 基金の運営については、役員会の議を経て学長が決定する。

2 役員会は次に掲げる事項について審議する。ただし、特定基金事業を除く。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) その他基金の管理及び運営に関する重要事項

3 役員会は、各事業年度において実施する事業の対象となる候補者等の選考及び推薦を学内関係委員会に依頼することができる。

4 特定基金事業に係る学内関係委員会（以下「特定基金委員会」という。）は次に掲げる事項について審議する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) その他基金の管理及び運営に関する重要事項

5 特定基金委員会は、特定基金事業に係る決定内容を役員会に報告しなければならない。

6 役員会は、特定基金委員会が行った決定が法人運営に重大な影響を及ぼすと認めるときは、当該決定を変更し、又は差し止めることができる。

（基金の会計処理）

第6条 基金に係る会計処理は、国立大学法人群馬大学会計規則（平成16年4月1日制定）（以下「会計規則」という。）及びこれに基づく諸規程の定めるところにより処理するものとする。

2 第4条第1項各号に掲げる事業に係る経理は、各号の事業毎に管理しなければならない。

（受入れの制限）

第7条 次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること

(2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること

(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること

(4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること

(5) その他学長が本学の業務遂行上特に支障があると認める条件

（使途の特定）

第8条 寄附金の受入れの決定にあたり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、学長がこれを特定しなければならない

2 前項の場合において、第4条第1項各号の事業に充てる事業の資金として個別に整理しなければならない。

（使途の変更）

第9条 第4条第1項第1号から第3号までの事業に使途を特定した寄附金は、その使途を変更することができない。

2 第4条第1項第4号及び第5号の寄附金の使途は、当該事業が終了し、事業費に残余があるときは、第4条第1項第2号に定める事業に変更するものとする。

（事業報告）

第10条 学長は、毎事業年度終了後、基金の収支状況及び事業の実施状況を寄附者に報告するものとする。

2 前項の報告は、本学のホームページ及びその他適宜の方法をもって行うものとする。

(事 務)

第11条 基金の事務は、関係部課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月21日から施行する。
- 2 群馬大学重粒子線治療基金実施要項（平成22年4月28日制定）は廃止する。
- 3 群馬大学重粒子線治療基金実施要項及び国立大学法人群馬大学基金について（平成27年1月14日学長裁定）に基づき受入れた寄附金は、その目的に応じて第4条第1項各号に掲げる事業に承継する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。